

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和7年度 第12回高梁市農業委員会総会会議録 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

高 梁 市 農 業 委 員 会

## 令和7年度 第12回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和8年3月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和8年3月10日 午後 1時27分 開会
3. 令和8年3月10日 午後 2時50分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	欠	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	出	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長 書記	中藤宏和 藤代晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第52号	農地法第3条の規定による許可申請について		8件	許可
	第53号	農地法第5条の規定による許可申請について		1件	許可
	第54号	農用地利用集積等促進計画の決定について		11件	決定
	第55号	農用地利用集積等促進計画策定の要請について		1件	決定
	報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について			
8	署名委員				
			16番	綱島謙一	
			17番	瀬戸川伸行	
9	議事の内容				
		令和7年度 第12回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和8年3月10日(火) 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員18名、推進委員7名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和7年度第12回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。16番綱島委員と17番瀬戸川委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。63番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第52号63番朗読説明 －</p> <p>63番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を移転する案件です。申請農地は、田1筆573㎡です。譲受人の通作距離は、850m以内、耕作面積は7,547㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人が現小作人であり、契約が満了するに当たって両者で話し合い、譲受人が無償で譲り受けることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については3月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 中曾委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>譲受人が20年以上耕作されており、現在も営農されています。引き続き耕作されると思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。63番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、63番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、64番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第52号64番朗読説明 －</p> <p>64番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、2筆で3,529㎡です。畑については、1筆1,201㎡であり、計3筆で、4,730㎡です。譲受人の通作距離は、5.5km以内、耕作面積は33,938㎡、家族2人中耕作人は1人、対価は10アール当り26万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 三村委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>田については県道の下の方で草刈管理をされているようでした。畑は耕作されていない状態でした。譲受人については近隣から特に苦情もなく営農されており、適正に管理されると思います。</p>
議 長	<p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>

議 長	なしとの声がありました。64番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、64番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、65番について事務局から説明をお願いします。
	<p style="text-align: center;">－ 議案第52号65番朗読説明 －</p> <p>65番は、譲受人が、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑5筆で547㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいています。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り18万5千円です。この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用に関する農地の取得であり、通作距離については、取得する空き家の住所から算出しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
渡邊委員	譲渡人の親が先日亡くなられ、相続後にこの売買の流れとなりました。草刈や防草シートでの管理をされていました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	〔なし〕と呼ぶ者あり。
議 長	なしとの声がありました。65番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、65番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に関連がありますので、66番及び67番について事務局から説明をお願いします。
	<p style="text-align: center;">－ 議案第52号66番及び67番朗読説明 －</p> <p>66番は、譲受人が、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、3筆で2,944㎡です。畑については、2筆で582㎡であり、合計5筆で3,526㎡です。譲受人の通作距離は、75m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいています。家族3人中耕作人は3人、対価は10アール当り13万4千800円です。</p> <p>67番は、譲受人は同様に、譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆416㎡です。譲受人の通作距離、耕作面積、耕作人は同様に、対価は無償です。この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用に関する農地の取得であり、通作距離については、取得する空き家の住所から算出しております。なお、67番について対価が無償となっておりますのは、66番の譲渡人は67番の譲渡人の兄であり、兄が譲受人と交渉する中で、自分の農地も一緒に処分したいという意向が強く、無償での所有権移転となったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、</p>

<p>議 長 西村委員 議 長</p>	<p>9 ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は綺麗に管理されていて耕作するには問題ない状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。66番及び67番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、66番及び67番については許可とすることに決定しました。 次に、68番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第52号68番朗読説明 －</p> <p>68番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑5筆3,008㎡です。譲受人の通作距離は、100m以内、耕作面積は6,405㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り6万6千円です。これらことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 小西代理 議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人の方が耕作中で、申請農地には野菜栽培のためのビニールハウスが既にある状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。68番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、68番については許可とすることに決定しました。 次に、69番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第52号69番朗読説明 －</p> <p>69番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地の内、田については、1筆で面積は1,434㎡です。畑については、1筆で面積は306㎡であり、合計2筆で1,740㎡です。譲受人の通作距離は、60m以内、耕作面積は6,307㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人は、所有者の父の姉であり、譲受人は相続で申請農地を取得したが管理ができないので、地元に住んでいる譲受人に無償で所有権移転することになったものです。これらことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p>

惣田委員 議 長	現在、近所の方の力を借りられながら管理をされているようで、綺麗な状態でした。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。69番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、69番については許可とすることに決定しました。 次に、70番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第52号70番朗読説明 －</p> <p>70番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆125㎡です。譲受人の通作距離は、7km以内、耕作面積は13,555㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、この農地を相続していた現所有者が管理に困った中で、知り合いに相談した中で、譲受人を紹介されて無償で譲り渡すことになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月9日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小野昌道委員 議 長	申請農地と周辺の状況的に特に問題ない案件だと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。70番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、70番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。21番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第53号21番朗読説明 －</p> <p>21番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地については、畑1筆951㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の価格は10アール当り42万円です。施設の概要としては、太陽光パネル160枚、発電量49.50kWです。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、3月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、13ページから14ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
瀬戸川委員	周辺には太陽光発電施設が既に設置してあり、農地はありませんでした。周辺の状況としては特に問題ないと思います。

議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。21番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、21番については許可とすることに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第54号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から11番について説明をお願いします。 それでは、3ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和8年4月9日、利用権の設定を受ける者は7名、利用権の設定をする者は11名、利用権の設定をする件数は11件、利用権設定面積は34,119㎡となっています。各筆明細について説明いたします。 － 議案書にもとづいて、1番から11番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －
議 長 中曾委員 中藤局長 瀬戸川委員 中藤局長 瀬戸川委員 中藤局長	それでは、1番から11番について発言をお願いします。 個人が自分が代表する法人に貸し付ける場合でも契約は必要なのですか。 法的な人格が別であるため、契約していただくようになります。 年齢の記載がないものがありますが、現在の契約書の様式に年齢を記載する欄はないのですか。 県が示している様式にはありません。 年齢は総会で検討する際には必要な要素だと思われます。 市外の方の場合、市でシステムを用いた確認ができないため、窓口で情報収集できなかった場合は把握することが難しい状況となっています。
議 長	他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1番から11番について採決を採ります。1番から11番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1番から11番については決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第55号 高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。 それでは、5ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請についてご説明いたします。公告日は令和8年4月9日、利用権の設定を受ける者は1名、利用権の設定をする者は1名、利用権の設定をする件数は1件、利用権設定面積は645㎡となっています。各筆明細について説明いたします。 － 議案書にもとづいて、1番の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、1番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1番について採決を採ります。1番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長

藤代書記

議 長

議 長

(挙手全員)

挙手全員ですので、1番については決定しました。

次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。

－ 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 －

説明が終わりましたが、発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

なしとの声がありました。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第12回総会を閉会します。

令和8年3月10日

会 長 土 岐 康 夫

16番 綱 島 謙 一

17番 瀬 戸 川 伸 行